

Title	札差に就きて ( 其二 )
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.9 (1915. 9) ,p.976(18)- 999(41)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0018">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0018</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 札差に就きて (其二)

幸 田 成 友

札差仲間が安永七年正月に作つた條目帳は、既往三回の條目帳を改正増加したものであつた。第一回の條目帳は享保九年七月、即ち札差仲間が官許せられた時に出來て、合計二十二ヶ條ある。第二回は寛保三年正月、町奉行石河土佐守政朝から、奥印金其他札差仲間の弊害を擧げて、嚴に戒飭を加へられた時に出來て、合計三十八ヶ條、又第三回は明和二年四月に出來て、合計四十五ヶ條あるが、其一節に後年の參考となるべき書類は、年々大寄合ヨリアヒの前に檢出して、條目帳に書加ふべしとあつて、自今必要に應じ、條目帳の本文中又は末尾に増補を行ふこととなつた。之を見ると、條目帳は一回毎に條數を殖してゐる。言換へれば、仲間規約は改正の都度精細に爲つてゐる。第四回即ち安永七年の條目帳の如きは、正月に出願して七月に許可となり、

合計六十二ヶ條あるが、此の如く規約が精細になればなるほど、何の箇條に當嵌めて處分しやうとしても、處分の出來ぬ新事件が湧いて來る。條目帳は毎月二十八日晝七ツ時に、惣仲間が寄合つた席上で讀聞かす約束で、若し一ヶ條でも之に背いたら、惣評議の上、御奉行所に出訴し、仲間を除くと斷つてゐるが、果して數十ヶ條の規定が一々實行されたか、甚だ覺束無い。

彼の賄賂取を以て有名なる田沼主殿頭意次が、側用人となつたのが明和四年、老中となつたのが安永元年で、歴史の上からは、意次が權威を恣にした時代を田沼時代と稱して居る。賄賂と饗應とが濺多に流行した時代で、士は士らしからず、町人は町人らしからず、細身の大小に扇子バチにて、追從輕薄の限を盡す武家があれど、一方には金銀を湯水の如く費し、大名にもあらず、又俠客にもあざる一種の生活をして、十八大通など、稱ふる町人があつた。十八大通は悉く御藏前の札差仲間では無いが、彼等の豪華なる生活は、御藏前馬鹿物語又は之を増補した御藏前昔語で能く解る。天明七年松平越中守定信が三家の推薦で老中首座となり、尋いで將軍輔佐となり、前代の弊政を一洗して、所謂寛政の治を爲し得たのは、勿論定信の威望

決斷によることではあるが、改革其者が時代の要求に適ふたからであらうとも考へらるる、

定信の改革は多方面に互つて居るが、札旦那對札差仲間の貸借仕法の改正に就いては寛政元年九月十六日に、惣仲間を北町奉行所に呼出し、初鹿野河内守信興から勘定奉行久世丹後守廣民列席の上にて、下の如き申渡をした之によると、其方共は旗本御家人に下さるゝ切米高の請取賣捌方を引請け、定式臨時の用向を承り、金子の貸付を渡世とする身分なるに、貸借の期限永引き、旗本御家人の難澁は追々増加し、之に反して其方共は渡世とはいへ、利息を精細に勘定し、三季の請取金高にて不足すれば、其分を元金に加へ、金高は追々増加すれども、一向利下等も致さず、容易に多分の利潤を得るが爲に、自身は勿論手代共に至るまで、種々の遊興に耽り、町家の風俗を崩し、剩へ旗本御家人に對し、失禮なる事共あり、言語に絶へたる不届にて、本來嚴科にも處すべき筈なれど、格別の憐愍を以て宥恕するにより、向後身持風俗を改め、渡世の分限を守り、御家人に對し失禮なる儀を致さざるやう、一同相愼め、此度其方共貸金利下並に從來の貸金濟方等、別紙仕法書の通改正を命じ、且つ御藏前

猿屋町明地に貸金會所を建て、町年寄樽屋與左衛門の引請とし、右會所に公儀より無利足を以て下金を爲し、之に差加金を加へ、其方共に貸渡すべく、委細は仕法書に就きて知るべしとあつて、同時に仕法書を下付せられた、

此申渡を見ると、旗本御家人の困窮に反し、札差仲間が容易に利潤を得るのは不都合である、故に古借の濟方及將來の貸金利下を命ずるぞといふ風に聞へる、今回の改正の趣意は旗本御家人を保護するに急にして、札差連中の權利を蹂躪したやうに思はれるが、猿屋町の貸金會所の設立は、札差仲間に對し、彼等の權利消滅の代償と見るべきである、驕奢を戒めたり、不遜の態度を責めたりする箇條は、毫も貸借關係の改正と關聯する所は無いのであるが、之が幕府時代の觸書や申渡の常式で、道德問題と屹度結付いてゐるので、

初鹿野河内守から渡した仕法書十一ヶ條は、大別すると左の三項となる、

(一) 古借の濟方

(イ) 舊來の貸金は勿論六ヶ年以前辰年(天明四年)迄に貸付けたる金子は、古借新借の差別無く棄捐とす、親讓の借金并に自分の借金にても、證文を書替へたる爲に

五ヶ年以後の借金となり、實際に於て借入時期より六ヶ年以上を經過したるものは棄捐とす第四條

(ロ) 五ヶ年以後、即ち去る巳年(天明五年)以來當年五月夏借米以前までの貸金は、元金の多少に拘らず、向後一ヶ月五十兩一分の利足(年六分)を加へ、高百俵につき一ヶ年元金三兩づゝの年賦濟方とす、百俵の以上以下共、此割合たるべし、而して飯米代金の貸付は惣貸金高に合算し、又取越米の貸付は當夏張紙直段三十六兩の標準を以て金に換算し、五ヶ年以後の貸金高に加へ、濟方は本文の如くすべし第五條

(ハ) 當五月御借米以後の貸付金は、金一兩につき一ヶ月銀六分の利足(年一割二分)を以て、當冬の切米にて仕拂ふべし、若し多分の借金高にて、全部返済せば生活を維持し難き分は、分限に應じ返金高を定め、差支無きやう取計ふべし第六條

(二) 新規貸の利子

(イ) 旗本御家人に對する貸金利足は、向後金一兩につき銀六分(年一割二分)とし、三季の借米切米渡の節勘定を立つべし、尤も貸付方は從來の通相對すべし、札差料及賣側は舊の如く請取るべく、借米切米渡の節、向後一切酒食等を差出すべからず

第十一條、第十條

(ロ) 扶持方ある者に貸越す飯米の利米は、向後貸渡の月に限り、一人扶持一斗五升につき、從來の如く五合、翌月よりは二合たるべし第七條

(三) 札差仲間の借入金

(イ) 札差仲間借入金を以て渡世せる者あるべし、もし元利返濟滯りて、金主より出訴に及ぶとも、五ヶ年以前の借入金ならば、訴訟を受理せず、五ヶ年以後の借入金ならば、札差より旗本御家人に貸付けたる金子の利子年賦の様子を參酌し、金高に應じて相對すべし第九條

(ロ) 猿屋町の明地に貸付會所を設け、町年寄樽屋與左衛門の引請とし、公儀より下金を爲し、又外町人に命じて差加金を出さしめ、札差仲間貸出金不足の時、右會所に願出下なば、貸付を爲すべし、但し、貸付方は天王町組、片町組、森田町組と組合限に金高を定め、連印にて借入證文を出さしめ、金子は其組行事より割渡す仕組にて、萬一右金子を自分用に遣捨つることあらば、組合一統より辨納すべし第三條

寛政の改正は思切つた改正である、天明四年末までの貸借を一切帳消にして仕

舞つた、此棄捐高は惣札差にて合計金百十八萬七千八百八兩三分と銀四匁六分五厘四毛といふ計算で、無論最初に貸付けた元金計では無く、利に利を加へてかゝる巨額となつたのであらうが、之を一時に帳消にせられた札差共が愕然として驚いたも無理は無い、尤も札差自身にとつても、資本主から借出した金額に就いては、五ヶ年以前の分は訴訟不受理、五ヶ年以後の分は相對といふ特典を與へられて居るが、札差總體が金元から融通を受けてゐる者とも思はれず、旗本御家人に與へられた特典に比しては、如何にも輕少なものである、又猿屋町會所の貸付金といふものも、前記の仕法書では不明の點が多い、公儀の下金といひ、町人の差加金高といひ、其額が幾許であるか、利子や償還期限は何様であるか、河内守の申渡書に、公儀の下金は無利息二十ヶ年賦返納の積とある計だ、古借の棄捐は過去の貸借關係の抹殺の意味は明瞭である、利子の引下も既に前例がある、猿屋町會所の貸出金に至つては、全然新規な現象で、而も會所の組織は未だ完全して居らない、町奉行の口から何々の積といふやうな詞があつては、所詮聞く者の不安を免かれ得なかつた事は當然で、札差坂倉屋與惣兵衛外二十七名は、今度の改正にては到底家業相續出來兼候と

訴へた位であるが、同月二十四日の申渡で右訴狀は願下とした、二十四日の申渡は下金及貸出金一件を稍明瞭ならしめた、即ち幕府の下金は二萬兩で、其内一萬兩を御救として藏宿に下遣し、十ヶ年間据置き、十一年目より二十ヶ年賦返納とし、残一萬兩は會所へ下げ、御勘定所御用達並に外町人共よりの差加金と合し、札差共より借請出願の場合には、會所に於て事情調査の上貸渡すこととし、右御下金並に差加金は、年一割二分の利足で武家方へ貸出し、其中一分は會所諸入用に宛て、三分は世話料として札差共に下付し、御下金に對しては利金の中より五分を明年より二十ヶ年間會所に納めて元金返納濟とし、残三分は會所に積置き、貸付金中に加へるが、右三分も渡世永續の爲、五ヶ年間札差共に下付す、又差加金は一分の會所入用、三分の札差所得を除き、残八分を金主へ渡すこととするを以て、難有相心得、商賣を勵めといふ意味でした、御勘定所御用達其他から差出した差加金は何程であつたか、遺憾ながら不明ですが、兎に角幕府から今回の改正に對し、札差仲間に賠償的に融通をした金高は二萬兩でした、札差仲間は百十八萬兩といふ古借の棄捐、天明五年以後當夏に至るまでの貸金の利子の三分二減(從來は一割八分)

に對し、二萬兩の融通金で満足したとは考へられぬ、

それから藏米取の旗本御家人に對しては、勝手向御救の爲、藏宿借金の仕法を改正すと、冒頭を置いて、札差仲間に渡した仕法書中、第二條第三條を除いたものと、同意味の箇條を挙げ、前條の通借金棄捐利下等を仰出された上は、一統猶更厚く相愼み、別して儉約を心掛くべしと結んだ觸書が、札差仲間に申渡があつた九月十六日に、出た數代の借金で苦められた彼等に取つては、非常な恩典であるには相違無いが、彼等は幕府が希望した如く、此恩典を徳として、爾後儉約を專にするに至つたかといふと、案外其反對に出で、彼等中此機を利用して、新借金を藏宿に申込む者が多かつた、甚しきは古借棄捐並に濟方等の儀につき、藏宿と紛紜を起した者さへあつた、今度の仕法書は一見明瞭であるやうなもの、札旦那對藏宿の貸借關係は甚だ複雑で、天明四年迄に借用の分、天明五年以後に借用の分といふ風に、證文が二通に區別されてゐるのでは無い、棄捐に屬すべき年代に貸借關係を始め、天明五年以後即ち利子年六分の時代に至るまで關係を連續し、其間若干金を返済し、若干金を借増し、或は證文を書替ふる等、千差萬別であつて、札差側ですら疑議百出する、其度毎

に本町の樽屋役所に伺書を出す、役所では伺書に對して何分の指令を與へる、其指令が數月後に模様變となつたものなどもあつて、大分混雜したらしい、

かゝる場合に札旦那から金談を持たまれても、藏宿の方では一向金子不手廻であると稱して、之に應じ無いのは當然で、強いて依頼すれば、會所へ札旦那の借用手形を差出し、會所から貸付金を出して下さいと出願する、會所とて一々之に應ずる程の資金は無い、中には前申した通、不法の談判を持たむ札旦那すらあつた、されば本年冬切米の渡月は、平年に比すれば却て融通が澁滞し、新法に對する批難の聲は、囂々として起つた、一體松平定信は非常に筆まめの人であつて、著述も多いが、其中に公自身の自叙傳ともいふべき書物——書名は謂あつて申し兼ねる——に藏宿は平常とて心よくは貸さぬものである、それに今度の改正を口實に貸出を承知せぬが爲、藏米取の面々は改正の爲に藏宿が貸出をしてくれぬ、此冬を何様して過し得やうと言ひ罵るのである、然し今はやゝ折合つて、去年の暮などは、之と言ふ事も聞か無いとあります、此に今といふは、本書執筆の時、勿論定信が寛政五年七月に辭職した其後の事と認めます、

定信は改正仕法を發布した其年の十一月に、懇々藏米取の心得違を戒め、一己の勝手を申張り、不筋法外の儀を申掛くるに於ては、急度處分すべしとまで申渡して居るが、何分當時は藏宿側で金談を避ける傾があつたので、自然札旦那側でも、辯才もあり且つ度胸の据つてゐる浪人を頼む、之が所謂藏宿師で、口舌で談判が調はなければ、亂暴な手段に訴へる、それが高じて浪人計で無く、後には旗本御家人の隠居とか、子弟とか、歴々の身分の者まで加はることになり、遂に寛政七年五月、總札差九十六名連判を以て、北町奉行所に出訴し、其結果は町方廻の同心が日々藏宿を巡廻することとなり、所謂歴々の身分ある者十數名評定所に於て取調を被り、翌八年七月を以て一件落著し、重追放以下夫々處分を受けたが、之と同時に藏宿の手代で手鎖を申付けられた者が二名ある、其一名の申渡中に、札旦那と對談中に多葉粉を吸つたは、不敬の致方不埒であるとの文句が見ゆる、武士と町人との對談は難しいものだ、さり乍ら藏宿師は之で根絶と爲つたのでは無い、彼等は町方廻同心の巡見があるので、迂濶に藏宿に行くことは出来ぬ、そこで方面を變へて、旗本御家人の屋敷へ足繁く出入し、藏宿から差出す目録即ち勘定書の書様が悪いとか、計算が間違つ

て居るとか、色々の悪智恵を吹込んで、藏宿を虐める工夫をした文化十四年に藏宿師捕縛の事あり、又文政八年十一月の觸書に、藏宿師其他依頼を受くる者の不届は勿論、依頼する者も亦不届である、畢竟貸借は相對の儀であるから、不承知を唱ふる者に強いて申談すべきでは無いと見わて居る位故、此弊は絶へずあつた、藏宿の方でも、銘々の店に對談方オイヤシカといつて口も腕も強い男がゐて、藏宿師と談判の衝に當つたさうです、

安永の條目帳は寛政の改正により、其儘にして置くことが出来ず、文政四年三月に本文又は末尾に數條を増し、同九年三月に再び數條を追加した、前節に擧げた八年十一月の觸書も其中に見えますが、之に就いて札差仲間一同では(一)御高相應の儀は如何様にも御用辯を取計ひ、實儀の御對談に及ぶこと(二)諸家方途中に於ての御用談、又は銘々其の店へ通勤する召仕の私宅へ御立入の事は、堅く御斷いたし、諸事店にて御對談仕るべきこと、いふ二ヶ條を極めて居る、藏宿の店先で談判せず、通番頭の宅へ押掛けたり、或は彼等を料理茶屋水茶屋などへ呼出して、下相談をする風が流行したと見える、其相談の正常なもので無いことは言ふまでも無い、寛政

の改正で上下共に一旦引締つたが、定信の辭職後、定信の同僚即ち定信の主義方針を承継いだ人々も追々退き、文化文政の所謂大御所様時代には定信時代の質素儉約の反動として華美驕奢の勢を成した、札差仲間が贅を盡したは天明と文化文政の兩度である、藏宿の主人自身は、品の能い所で歌、俳諧、能、茶などに凝る、下劣な者は遊所通に浮身を饗し、甚しきは博奕をする、旗本御家人はいづれも借金の淵に陥つて、首も廻らぬ始末である、文政元年札差扇谷定繼風號通 稱未詳が著した業要集上卷に、寛政の棄捐並に利下により、武家方の手取金は其年冬以來例年に比して多額になつたに拘らず、猶金子借請の事のみ申談せらるゝ武家方も數多あつて、追々程無く御高借となつた寛政改正以前は旗本中御大借の方としては數多くは無く、百俵以下には別して無借の分が多かつた、或は御小身御組村の方々の御用立金は、春夏には不足金が残つても、冬にはそれを仕拂つてまだ手取金がある、冬になつても不足が立つやうな御組村は、殆ど無いといつても宜しい、それが今文化の末には無借の方は荒方無いと申す位で、年賦金の無い分は、金高も三百俵高で二百八十五兩位、與力八十石高で百八十五兩位、三十俵二人扶持の御組村で二十六七兩位に上り、又扶持

米取越も以前は六七ヶ月分であつたが、今は平均して十ヶ月餘、一人にては十二三ヶ月より十八九ヶ月位の取越になつて居る、尤も文化の始から餘程の間米相場下直にて、三十兩前後の張紙が度々あつたが、今文化の末に三十五兩以上の張紙になつてさへ、借金高が減らぬ、此上又々米價下直とならば、武家方も取續き難く、札差も勘定立たず、双方共に必死の場合に至るべしとあるは、事情を穿つた説と思ふ、

大御所様といふ四字は幕末の人々には強い響を傳へる、彼等は文化文政時代を目して黄金時代のやうに言囃すが、それは表面の華美に眩惑せられてゐるので、實は幕府の運命が坂を上り積めて、今や下り坂にならうとする分界點であつた、此運命を遮止めて、今一度享保寛政の治に復へさうとしたのが水野越前守忠邦で、天保十二年の末から同十四年へかけて斷乎たる改革を行つた、激烈な病氣に向つては、激烈な藥劑が要る、縱令數年江戸市内が衰微の状を示さうと、顧慮する所は無いと明言する程、豪い勢で改革を行つた、之が所謂天保の改革で、改革は寛政同様多方面に互つて居るが、株仲間の解放即ち營業の獨占を廢し、自由競争を許して物價を引下げやうとするのが、一大眼目であつて、札差仲間も天保十三年三月に於て、仲間組



合を止められて仕舞つた。

札差仲間の株数は享保九年許可の當時に百九枚と定められ、如何なる事情があつても官許を経ざる限は、勝手に人員を増すことは出来ぬ故に、新規に開業せんとせば、何人かの明株を譲受けねばならぬ、其處で株料を生ずる、明株を譲請ける時に、讓渡人に對して代金を支拂ふ譯で、天明八九年頃には五百兩程であつた、寛政改正につき、無利足一萬兩及利付一萬兩人數割貸付金一人分二百兩餘の拜借で、其金額を株讓請人が引請けねばならぬ爲に、當座は株式の望人が無かつたが、寛政の末頃には以上兩口の上納殘金を引請ける外に、百五十兩位を出すこととなり、文化の末には五百兩乃至六百兩に上つた、それから株料さへ出せば、何人でも札差になれるかといふと、左様では無い、條目帳によると、他所の者へ決して讓つてはならぬ、仲間内の次男三男並に永年實體に勤めた手代へ、惣仲間得心の上讓渡すべく、仲間内一人にても故障あらば、讓渡す可からずとの規定であるが、之も後には破れて、他所の者を讓渡人の親類縁者と申立て、讓渡をした、尤も株讓渡の時は、請合人加判人を立て、惣仲間へ對して請合證文を出し、又三町行司の連印で町奉行所に届出で、其許

可を得る必要がある、斯様に高價な株料も要らなくなり、株式讓渡の面倒な手續も不用となり、何人にも營業勝手次第といふ觸書が出たが、果して新規に開業する者が有つたか、卑見では恐らくは無かつたと思ふ、其次第は第一札旦那の數は年々増して行くもので無い、第二新に札旦那を引請くる時は、其依頼者の舊取引宿に對する負債は新引請宿に於て負擔せねばならぬ義務があるから、所詮新規開業の餘地は無かつたものと見て、差支あるまい。

株仲間解放後、間も無く總札差から御改革の御趣意を奉戴するといふ理由の下に、成規利子の引下を申出でた、寛政の利子一ヶ月銀六分利を銀五分利に下げる、即ち年一割二分を年一割と致しますと申立て、容易に聞届けられた、それから從來の借金に就いては、同年八月四日惣札差に對し、寛政度の振合を以て棄捐をも仰出さるべきであるが、右の仕法にては、身上取續き難き者もあるべく、從來數回公儀に對し、出金せるのみならず、此度の改革の御趣意を奉じて、利下をも致したるにつき、棄捐の沙汰は中止し、猿屋町會所にて大借の藏米取に貸下金を爲し、右貸下金を以て札差共へ借財を返濟せしむるに決したれば、札差共に於ても御仁惠の程を厚く相

辨へ、年來俵向訓方不明、向俵と書けるもあり、若干の米金を年賦にて返却するの儀なり、等に相成り居る分は、無利足永年賦等とし、其外都て旗本御家人の面々取續方差支無きやう取計ふべしとの申渡が  
あつた。

藏米取にて大借ある者に、猿屋町會所で貸下金をする仕方は、同日大目付へ渡し  
た觸書に見えて居る、藏米取の面々數代の借金に難儀し、自然藝術の心掛も行届か  
ず、武器の嗜も等閑なるやの聞あるを以て、今度永續の御手當として、猿屋町會所に  
て利安の貸付を爲し下さる、御救の筋なれば無利足にも仰出さるべきであるが、さ  
すれば只一事の御救に止り、永久多人數の御救とは爲り難し、尤も利金は公儀の御  
用途に宛てらるゝにわらず、全く御救筋の手廣に行渡る爲なりと心得、大借の者は  
右利安の御貸金を借請け、札差に借財を返濟し、彌々質素儉約を守り、勝手向を取直  
すべし、利金は年七分二十五ヶ年貸据、二十六ヶ年目に棄捐とすべし、銘々組支配の  
内に借請を申出づる者あらば、本人の行狀持高、借財高等を取調べ、頭支配より勘定  
奉行へ届出づべしとある、つまり二十五ヶ年間七分宛を上納すれば、貸下の元金は  
帳消となるといふ仕組です、此貸付は何程まで實際に行はれたか知らぬが、兎に角

明年十二月には廢止となつてゐる、

寛政以後の猿屋町會所の營業狀態に就いては、一向判然しませぬが、天保十四年  
閏九月の貸附高取調書によると、(一)寛政享和の度御下金の分といふもの、金三萬千  
二百二十六兩二分と銀九分八厘八毛、(二)文政度以來御代官其外廻金といふもの、金  
五萬千九百十七兩と銀七匁九分三厘、(三)遣拂金の内より立替貸附候分といふもの、  
金三十兩、惣貸付金高金八萬三千七百七十三兩二分と銀八匁九分一厘八毛とある、さ  
うして(一)の内、金二千四百八十五兩二分と銀一匁七分六厘八毛、武家貸の分とあ  
るのを除けば、其他は都て札差貸で、(二)(三)の中には利子年八分と六分との二種、(三)は  
全部年六分の利子とある、武家貸の分といふのは、先年武家直貸致し候節の返納殘  
金とばかりあつて、何時のものとも解らない、或は去年八月の改革による貸付金か  
とも考へらるゝが、それにしては利足が合はぬ、

天保十三年八月四日の申渡により、札差仲間では評議の上、十月に仕法書を作り、  
猿屋町會所に差出した所、該書類は町奉行遠山左衛門尉景元の手で一應取調べた  
後、勘定奉行との交渉となり、年を越えても許否の指令が下らぬ、さうかうする間に

馬喰町御用屋敷貸付金半高棄捐半高無利息年割上納の觸書が發布せられた之は翌十四年四月の事で、馬喰町御用屋敷貸付金とは凡そ領分知行を有する大名旗本への貸付金で、俗に郡代金と申し、經濟史上充分研究の價值ある一題目です、斯様な觸書が出ては、札差仲間でも旗本御家人の取續方につき、右に準じ從來より一層寛大なる方法を取らねばならぬ羽目となり、實際町奉行鳥居甲斐守忠耀から説諭もあつた、仍て九月二十七日付で惣仲間九十一名連印の願書を上り、(一)天保八年十二月中までに、安利率年賦の證文となつて居る分は、残らず無利足とし、右向俵は高百俵につき五俵又は金二兩を最高とし、之より以下の濟方にて約束ある分は、從來の濟方高より更に二割減とす、(二)天保九年より同十三年春借米までの安利率年賦の分は五十兩下げ、即ち五十兩一分の利足は百兩一分、百兩一分の分は百五十兩一分とし、此濟方は二割減とす、例へば十俵返却の處は二俵を減じ、五兩返却の處は一兩を減す、(三)扶持方の利米は初月一人扶持につき五合を改めて三合とし、翌月よりは從來の如く二合とすと申立てた、町奉行勘定奉行は之に同意を表し、彼等申立の趣頗る神妙なるにより、願の通申付け、且つ猿屋町會所の貸付金六分八分の二通あるを、六

分と一定せば、彼等に於ても御仁恤の程を難有相心得、愈々渡世を大切に勵むに至らんとすの添書を附けて、老中土井大炊頭利位の手許まで差出した、

惣札差の願書と町奉行勘定奉行の添書とは、如何なる詮議を経たか不明ですが、願書の出た翌月閏九月に越前守は既に辭職し、越前守と同僚でありながら、彼の政策に反對した土井大炊頭が權を握つて居つた、されば大炊頭の内閣で可決した十二月十四日發布の札差貸金仕法書は、全く之と相違し新古を問はず、無利息年賦濟一―大體に於ては二十ヶ年賦を標準として、年賦濟を命じた、

此度札差共貸金御主法替被仰出候に付、御旗本御家人へ貸金は、新古の無差別、當冬御切米渡證文書替の節を限、無利足年賦濟積可相心得事、

- 一 右年賦濟方は百俵に付、當借百兩以上は一ヶ年金五兩つゝ、同百兩以下は元金高の五分を以、濟方可致、且年賦金の分は、百俵に付册段金一兩二分つゝの割合を以、三季御切米御借米の節に濟方勘定可相立事、
- 一 御扶持方米是迄貸越候分は、當冬限紙直段三十六兩の積を以、金に直し、當十月を限、貸金に結び勘定可致事、

一 右に付ては猿屋町會所御下ヶ金之義も、前書割合に應じ、無利足年賦納可被成下候、且向後御下ヶ金の義は、都て是迄之通可相心得事、

一 猿屋町會所にて御旗本御家人へ利安御貸付の儀は、差支の筋も有之哉に相聞候間、以來御貸付相止、尤是迄御貸渡有之分は、札差共より用立金に一束にいたし、百俵に付金五兩宛の割合を以、無利足年賦納に被仰付候事、  
右の通被仰出候間、其旨相心得、銘々分限を守、不愼の儀無之様可致者也、

卯十二月

觸書全文を掲げたは、意味の解しかねる點があるからで、新古の貸金を凡て無利息年賦納としたことは、第一條にあるが、本年以後の貸金は依然銀五分利であつたか、勿論左様あらうとは思へど、此觸書には記載して無い、第二條の半頭に年賦金の分とあるは何を指すか、從來既に年賦納の約束を結んで居る分といふことらしいが、聊か明瞭を缺いてゐる、第三條に既往の扶持米貸越に對する處分方はあつても、將來の貸越米の利子はどうなつたか記載が無い、第五條に猿屋町會所の武家方利安貸付金は、札差用立金と一緒にするとあるが、其年賦金を請取つてから、何様會所と札差との間に分配するか、疑ひ出せば、際限が無い、本令發布の當時、疑しき所は猿屋町會所へ出頭して、委細聞取せとある位であつた、寛政の改正の時には會所へ差出した伺書や指令書が残つて居るので、研究することも出来るが、天保の改革に就いては、自分の捜索し得た史料が不充分で、判然せぬ點が多い、

札差の驚愕は察するに難からぬ、本年冬までの貸金は一切利息が取れず、元金は二十年賦返濟故從來の利率からいへば年賦額は元金の利息にも足らぬのに、之に

對して札差仲間と與られた特權は猿屋町會所貸付金を無利足としたのみである、彼等の半數計が相率ゐて店頭を閉して仕舞つたも無理とは云へぬ、幕府でも大に驚いて、同月二十二日に御勘定所御用達川村傳右衛門外八人町方御用達仙波太郎兵衛外四人町方御用達並一人に命じ、至急札差業を營めと申渡し、同時に札差仲間の主立ちたる者四名に、同業者間互に資金を融通すべしと諭し、同二十四日には、札差一統を猿屋町會所に召し、二萬兩の貸下金を爲し、利足は一年五分にて、明年春より三季に納め、元金は六ヶ年目申年(嘉永元年)に上納すべく、右貸下金を以て家業を取續け、札旦那の御用を辨すべしと申渡し、之で閉店者四十九名中三十八名は店を開けることゝなつたが、一方新規開業を命ぜられた川村傳右衛門等は、第一に仕事は不熟であるし、御藏前に適當な店を構へやうとしても、急に空屋を得ること出来ず、從來の札差仲間からは助合金として一萬兩を借りられ、傳右衛門等十五人中、十人は間もなく札差御免願を出して、許可を得ました、

株仲間が嘉永四年三月に再興となり、札差仲間は舊の如く株仲間となり、同年十一月に名前帳を町奉行所に提出して居りますが、之によると天王町組三十二人、片

町組三十五人、森田町組三十四人、合計百一人で、人数は大した異同は無い、其翌月例の六ヶ條の定書に追加を加へ、御用立米金利足は天保十三年改定の如く一ヶ月銀五分利として、貸越米利米は前々の通一人扶持につき初月五合、翌月より二合づゝとする旨を記入して居る、株仲間再興當時の觸書には、諸事丑年(天保十二年)以前の通と心得べしとあつたが、貸金の利足丈は天保改革當時の制定を襲用したものと見えます。

再興以後の札差業は決して舊時のやうな盛大なものでは無かつた、株料なども著しく下つたといふことです、徳川氏が大政を奉還してから、札差の業務は自然消滅となり、旗本御家人に對する貸金は貸倒れて一文も取れぬのみか、彼等は却て舊來の縁故を口實にして、盛に押借に來る、當時の言葉で押込オシコミ即ち今の強盜が流行し、藏宿に闖入して金錢を強奪する、加之明治元年十二月十二日の大火で、藏前一帶は焼失する、時勢とはいへ重々の不幸で、札差仲間は大低没落して仕舞つた、昔の札差仲間で見現存して居らるゝのは坂倉屋清兵衛(坂井氏)伊勢屋四郎兵衛青地氏十一屋善八(大谷氏)位のものでせう。

札差の事は淺草福富町肝煎名主又次郎同所茅町一丁目肝煎名主初藏後見彌兵衛の連名で、文化十二年十一月に町奉行に差出した御藏前札差起立書といふのが、一番簡單で要領を得て居る、之は帝國圖書館の舊幕府引繼本撰要集の中にある、其次は扇谷定繼の著した札差業要集三冊で、之は札差事略の抜萃である、札差事略は享保以來の札差仲間の書類を分類集成したもので、文化十四年に出來上り、合計三十八冊ある、此中御藏方向、條目帳向、御改正向といふ分だけ十二冊は、法科大学の法制史研究室にあるが、其他はまだ発見しませぬ、當時百三十三兩二分と銀八匁二分を費して七部作つたといふことですから、必ず何所かにあるだらうと、精々搜索中です、此外惣札差株帳(安永七年)、惣札差共組合名前(天明八年)、御藏前札差家業名帳帳(嘉永四年)札差條目帳(嘉永六年)等は皆舊幕府引繼本中にあつて、いづれも當時の原本です、尙引繼本中に諸色調類集といふ一部三十一冊の帳面があつて、札差改革の部が二冊あるが、天保度の改革が全然解るといふ程、完全のもので無いのは遺憾です。

(終)